

# 会津若松市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(平成20年10月)

会津若松市総務部人事課

# 目 次

1 取組方針策定の目的	・・・p 1
2 現 状	・・・p 1
(1) 平均年齢及び平均給与等	
(2) 年齢ごとの職員数	
(3) その他給与に関する事項	
3 今後の見直しに向けた基本的な考え方	・・・p 3
4 具体的な取組内容	・・・p 3
(1) 職員数の削減	
(2) 民間委託の推進	
(3) 給与について	

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 取組方針策定の目的

技能労務職員は現業業務に従事する者で、本市においては、ごみの収集業務や学校の用務員、給食センターや保育所の調理業務、自動車運転業務や道路の維持補修業務等を担当しております。本市では、福祉サービスの拡充や教育環境の整備・充実等を進めていく中で、必要に応じこれら技能労務職員を採用し、鋭意市民福祉の向上に努めてまいりました。

しかし、社会経済状況の進展に伴い、これまで行政が直営で行ってきた現業業務等を民間企業等が担えるようになってきたことと合わせ、現在の行政を取り巻く厳しい財政状況から、各自治体においては公共サービスの提供主体をできる限り民間に移し、行政運営の効率化を図って行こうとしております。このような中、本市においても、ごみの収集業務や給食の調理・洗浄業務等の民間委託を積極的に進めるとともに、技能労務職員の新規採用を行わず、職員数の削減に努めてきたところであります。

この取組方針は、総務省より出された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」の通知に基づき、改めて本市の技能労務職員の給与や業務のあり方等について総合的な点検を行い、市民の理解と納得が得られるよう、現状についての情報提供を図るとともに、将来の見直しに向けた基本的な考えや具体的な取組手法を定めようとするものです。

## 2 現 状

### (1) 平均年齢及び平均給与等

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
清掃職員	26名	45.6歳	340.7千円	382.1千円	376.4千円
学校給食員等	33名	51.6歳	384.2千円	400.1千円	394.6千円
用務員	15名	48.8歳	355.3千円	378.8千円	373.3千円
自動車運転手	17名	46.3歳	332.4千円	371.0千円	362.8千円
斎場業務員	5名	51.4歳	360.1千円	399.7千円	394.1千円
その他	4名	42.4歳	313.3千円	399.1千円	330.8千円
合 計	100名	48.3歳	355.7千円	384.8千円	378.7千円
参考(国家公務員)	5,193名	48.8歳	287.0千円	—	320.5千円
参考(福島県)	455名	49.5歳	367.3千円	410.5千円	392.3千円

※平均年齢は平成20年4月1日時点

※平均給料月額、平均給与月額、平均給与月額(国ベース)は平成20年度当初予算を基にした試算値です。

※平均給料月額とは、基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・住居手当・通勤手当などの諸手当を合計したものです。

※平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員の平均給与月額には、通勤手当・超過勤務手当・特殊勤務手当等が含まれていないことから、国家公務員との比較のため再計算したものです。

※その他とは、道路業務員、索道運転・車掌です。

※国家公務員・福島県の積算は平成19年4月1日現在

## (2) 年齢ごとの職員数

単位：名

年 齢	清掃職員	学校給食員等	用務員	自動車運転手	畜場業務員	その他	総 計
32歳～35歳	4	1	1	0	0	0	6
36歳～40歳	4	0	1	1	0	2	8
41歳～45歳	5	2	2	7	1	1	18
46歳～50歳	4	10	4	5	2	0	25
51歳～55歳	4	9	2	2	0	0	17
56歳～60歳	5	11	5	2	2	1	26
総 計	26	33	15	17	5	4	100

## (3) その他給与に関する事項

### ① 給料表

給料表については、一般職員と同じ給料表（8級制）を適用しておりますが、技能労務職員については経験年数等に応じ1級から5級までに格付けしております。また、平成18年度の給与構造改革により給料月額の水準を平均4.8%（高齢職員については約7%）引き下げました。

### ② 手当の状況

技能労務職員には、一般職員と同様に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当及び民間企業のボーナスにあたる期末・勤勉手当が支給されています。なお、それぞれの手当を受ける際には、扶養すべき配偶者や子どもがいる場合等、支給される条件を満たすことが必要となります。

### ③ 特殊勤務手当の状況

技能労務職員だけに支給される特殊勤務手当はありません。なお、平成19年度に大幅な見直しを実施し、金額にして約95%の削減を行いました。

### ④ 昇給の状況

毎年1月1日を基準として、前1年間における勤務成績（その者の職務について監督する地位にある者の証明を得る）に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

※ 給与の現状については、詳しくは「会津若松市人事行政の運営等の状況の公表」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ja/joho/kyuuyo/index.htm> に掲載されています。

### 3 今後の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員については、平成12年度から新たな職員の採用は行っておらず、今後もこの方針を堅持してまいります。

また、業務の見直しとともに年度ごとの退職者の状況等を見極め、引き続き積極的に民間委託を進めながら効率的・効果的な業務運営に努めてまいります。

技能労務職員の給与については、国・県の人事院勧告等に基づき運用しておりますが、一般職員と同じ給料表を適用しているところから、今後は他自治体の状況等を調査しながら、適正な給料表のあり方について検討を進めてまいります。

### 4 具体的な取組内容

#### (1) 職員数の削減

技能労務職員の新規採用を行わず、民間委託の積極的な推進や一般事務職への職種転換を進めてきたところから、旧北会津村、旧河東町と合併して技能労務職員が増えたにもかかわらず、次の表のとおり、過去10年間で技能労務職員数を102名・約50%削減してまいりました。引き続き技能労務職員の新規職員不採用の方針を堅持しながら、業務の民間委託等により職員数の削減を図ります。なお、本市では、全職種を対象とした「定員管理計画」を平成17年度に策定しております。旧北会津村、旧河東町との合併後の職員数1,147名を、平成22年4月までに120名、約10.5%削減し1,027名とするものであり、この計画においても、技能労務職員の新たな採用は行わないとしております。

〈過去10年間の技能労務職員数の推移〉

	平成10年4月	平成20年4月	削減数等
技能労務職員数	202名	100名	▲102名

#### (2) 民間委託の推進

事務事業の見直しや退職者の不補充により、ごみ収集業務や学校給食調理・洗浄業務をはじめ、斎場業務の一部、学校用務員業務の民間企業等への委託を行ってきました。今後10年間で100名の職員のうち43名が定年退職を迎えることから、今後も「官から民へ」を基本に行政責任の確保等に十分留意しながら、より効率的・効果的に業務執行ができるものについては、引き続き民間企業等への業務委託等を積極的に進めていきます。

〈これまで委託してきた主な業務〉

年 度	業 務 内 容
平成10年度～	電話交換業務、窓口案内業務
平成13年度～	ごみ収集業務、行仁小学校給食業務
平成14年度～	東山小学校給食業務
平成15年度～	小金井小学校給食業務 斎場業務の一部（祭壇運搬・霊柩車運転）
平成17年度～	永和地区学校給食センター業務、学校用務員業務（1校）

平成 18 年度～	学校用務員業務（2 校）
平成 19 年度～	門田地区学校給食センター業務、学校用務員業務（8 校）
平成 20 年度～	城北小学校給食業務、城西小学校給食業務 謹教小学校給食業務、北会津地区学校給食センター業務 湊地区学校給食センター業務、学校用務員業務（1 校）

区 分	職員数(20 年 4 月)	今後 10 年間の退職者数
清掃職員	26 名	▲9 名
学校給食員等	33 名	▲20 名
用 務 員	15 名	▲7 名
自動車運転手	17 名	▲4 名
斎場業務員	5 名	▲2 名
そ の 他	4 名	▲1 名
総 計	100 名	▲43 名

### (3) 給与について

給料表については、一般職員と同じ給料表を適用していることから、他自治体の状況等を調査しながら、適正な給料表のあり方について検討を進めてまいります。

手当については、特殊勤務手当の見直し等を行ってきた結果、不適切な支給と指摘されるようなものはありませんが、なお、今後も国・県の人事院勧告等を踏まえ、適正な手当支給の維持に努めてまいります。

また、昇給については、全職種を対象に新たな「人事評価制度」の構築を進めており、平成 20 年度から一部試行を始め、能力と成果に応じた昇給制度の確立を図ってまいります。